

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
翌日翌日)

目 次

◇ 告 示

示

生活保護法による医療機関の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険法として登録があつたものとみなされるもの

結核予防法による医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

基本測量の終了

◇ 公 告

告

都市計画事業の認可

◇ 正 誤

誤

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則中訂正

告 示

鳥取県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
内科小児科山脇医院	岩美郡国府町奥谷二丁目一〇	昭和六十年十二月七日

鳥取県告示第四十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
内科小児科山脇医院	岩美郡国府町奥谷一丁目一〇	昭和六十年十二月七日
浜田 齒科 医院	境港市外江町二八六四	昭和六十年十二月二日

鳥取県告示第四十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
内科小児科山脇医院	岩美郡国府町奥谷一丁目一〇	全国	昭和六十年十二月七日
浜田 齒科 医院	境港市外江町二八六四	"	昭和六十年十二月二日

鳥取県告示第四十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山脇敏正	鳥国医第三、三四二号	昭和六十年十一月二十六日

鳥取県告示第四十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
内科小児科山脇 医院	岩美郡国府町奥谷二丁目一 一〇	昭和六十年十二月二十四日
天野 医 院	東伯郡大栄町大字由良宿字 鋤ヶ崎二一五	”
境港ドラッグ	境港市相生町一一八	”

鳥取県告示第四十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の第三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

内科小児科山脇 医院	岩美郡国府町奥谷二丁目一 一〇	昭和六十年十二月二十四日
上山整形外科医 院	鳥取市湖山町東二丁目一〇 三	”

鳥取県告示第四十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一基本図修正測量）
- 二 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町、福部村及び国府町並びに八頭郡
郡家町、船岡町、八東町及び若桜町
- 三 終了年月日 昭和六十年十二月十四日

鳥取県告示第四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年九月十八日鳥取県指令受都計第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市新字大樋井及び吉成字下大樋井

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市江崎町三九

株式会社中国開発

代表取締役 林 利夫

鳥取県告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・六・三号寺西線

三 事業施行期間

昭和六十一年一月二十一日から昭和六十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 境港市松ヶ枝町、京町及び明治町

2 使用の部分 なし

公 告

昭和60年10月27日に実施した昭和60年度行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和61年1月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

塚 田 美喜子	米 村 耕 一	川 口 博 巳
山 野 禮一朗	能 登 修 孝	倉 倉 朝 則
松 佳 憲	松 浪 孝	濱 田 章 作

基幹林業作業士として認定した者は、次のとおりである。

昭和61年1月21日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

井 本 雅 文 山 形 美 智 也 青 木 英 治
塚 原 寛 長 尾 啓 史 加 藤 栄 隆

正 誤

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則（昭和六十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号）中次の箇所を誤りがあったので、訂正する。

頁 誤 正
二十一 通信指令長 通信司令長